

2024年3月18日  
一般社団法人日本障がい者乗馬協会  
パラ馬術強化本部



## 2024年パラ馬術 海外保有馬匹支援の選考規程

### (目的)

2024年パラリンピック・2026年世界馬術選手権大会に向けた競技力向上を図る為、環境が整備された海外での練習活動を促進すべく、海外において自馬を保有する選手に対し、日本中央競馬会助成として当該馬匹について支援を行う。

1. 指定対象期間：2024年3月1日～2024年12月31日

2. 支援総額：500万円

3. 選考対象：5名（1名1頭迄）

### 4. 選考対象

対象者は次の項目を全て満たしている者とする。

- 1) 日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部の方針に従い、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守できる者
- 2) 下記に定める行動指針を遵守できる者
- 3) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下 JRAD）の団体会員の乗馬クラブに所属し、JRAD 選手個人会員、日本馬術連盟の会員登録を完了している者
- 4) FEI クラシフィケーションが確定している者又は申請中である者
- 5) 1年間を通し、競技活動を行える者
- 6) E-mail でのやり取りが可能な者、またはそのサポート体制がある者
- 7) JRAD が提供する馬匹に騎乗権利を持つものは対象から除外
- 8) JRA から別枠で個人支援金を得ている選手は本事業の支援対象から除外
- 9) 馬匹保有の証明として、下記書類を義務付け、その書類の正当性についてはパラ馬術強化本部が判断する
  - ①馬匹保有（リース・共同保有含む）証明書
  - ②購入費用（リース・共同保有含む）の支払い証明書
  - ③2024年3月以降の預託費用（同上）の支払い証明書
- 10) 日本選手2名以上での馬匹共同保有（リース・共同保有含む）は除外とする

## 5. 選考基準

- 1) 選考対象を満たす者の中から選考を実施し、以下全てを満たした者を選考し、早い者順とする
- 2) 海外において継続的に騎乗馬を保有（リース含む・共同保有含む）している者
- 3) 優先1 2024年1月1日から2024年パリパラリンピックの出場最低基準（以下MER）を獲得した馬で、尚且つMER取得馬を確保し、継続した活動が可能な者  
優先2 2026年世界馬術選手権大会の出場最低基準（以下MER）を獲得した者で、尚且つMER取得馬を確保し、継続した活動が可能な者

## 6. 支援対象選手の決定

- 1) 選考基準を満たした者に対し、パラ馬術強化本部にて決定を行う。

## 7. 支援金額

- 1) 1名につき上限90万円とし、2024年3月から2024年12月迄を対象とする
- 2) 上記5-3)を取得した月の翌月から支援対象とし(2024年3月以降が支給対象)、月単位で1名・1頭に対し10万円を支援する  
例) 2024年2月にMERを取得  
→2024年3月から12月迄で月額10万円を支給  
例) 2023年9月にMERを取得  
→2024年3月から12月迄で月額10万円を支給
- 3) 但し、7-2)のいずれも場合も振込は2023年4月以降とする

## 8. 選考見直し

- 1) 決定後、下記に該当する場合は支援を撤回する。
  - ①日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部長及び監督の方針に従わず、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守していないと監督及びパラ馬術強化本部長が判断した場合
  - ②行動指針を遵守していないと監督及びパラ馬術強化本部長が判断した場合
  - ③JRADの信用・信頼を低下させた場合
  - ④怪我や故障等で競技活動の続行が困難な場合
  - ⑤人及び馬のドーピング違反があった場合（ドーピング検査日から適用）
  - ⑥普及活動に非協力的な場合
  - ⑦馬匹の保有をやめた場合

## 9. 行動指針

- 1) 助成対象選手に求められる行動指針を下記とする。
  - ①パラ馬術強化本部及び監督の方針に従い、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守
  - ②チームワークを重視
  - ③馬術の技術向上に常日頃努める
  - ④他の選手の模範となる
  - ⑤強化合宿等の JRAD 事業に正当な理由がある場合を除き参加
  - ⑥JRAD の信用・信頼を低下させない
  - ⑦ドーピング防止の諸規程、競技諸規程を理解
  - ⑧人馬における重大な事故や環境変化を本部長宛に文書で報告する

## 10. その他

- 1) 強化事業への参加費用は原則個人負担とする。但し、補助が出る場合がある。
- 2) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に基づいて行われていない時、もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行う事ができる。  
選手は日本スポーツ仲介機構（JSAA）に意義申し立てをする権利を有する。  
JRAD は JSAA による仲裁を応諾する。
- 3) 依拠する FEI パラ馬場馬術規程集等が変更になる等、選考の背景となる環境変化が行った場合は、選考規程の見直しを行うことがある。